

金融庁接受

08.7.14

監第31040号

金融庁における法令適用事前確認手続き(照会書)

平成20年7月11日

金融庁監督局総務課金融会社室長 殿

照会者

〒

代表者代表取締役

電話番号

ファックス番号

〒

上記照会者代理人

電話番号

ファックス番号

電子メールアドレス

金融庁における法令適用事前確認手続きに関する細則 2、(3)の規定に基づき、以下のとおり照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 法令の名称及び条項

前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第92号)第2条2項(同法施行規則第2条)、第17条1項(同法施行規則第24条1項)、第34条5号、第36条1項(なお、以下において本法令について言及する際は、単に「法」・「施行規則」と記述します。)

2 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

別紙1を参照願います。

3 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する照会者の見解及び根拠

別紙2を参照願います。

別紙 1

将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

1 照会者は、その発行する一部商品券（額面 50 円、100 円、500 円及び 1000 円）について昭和 62 年から平成 16 年 11 月 8 日まで有効期限又は使用期限の記載をすることなく発行してきました（以下、対象券といいます）。

なお、対象券にはバーコードで管理される発行日のデータが付記されていますが、所持人にとっては発行日は明らかではありません。

今回、対象券について、偽造防止強化対策を実施し、多券種発行にともなう現場のトラブル回避を目的とし、あわせて照会者が長期間負担している発行保証金供託（保全契約締結により代替）の負担軽減を目的として下記の行為を企画しております。

ステップその 1

利用者の加盟店の店頭における利用を一定時点で終了する。

ステップその 2

それ以降満 5 年間を経過するまでに有効期限を付した代替の前払式証票への無償交換に応ずる。

ステップその 3

満 5 年を経過した後は時効完成を理由にして、その交換対応を終了する。

ステップその 4

ステップその 3 の後に到来する基準日において、それ以前の基準日未使用残高の中に含まれている、ステップその 2 の期間が経過した時点における対象券にかかる残高を、商法第 522 条により時効によってもはや「代価の弁済に充てられなくなった額」（施行規則第 2 条）と解釈して、これら時効にかかった対象券を直前の基準日未使用残高から全部控除して得られる（以下、「本件基準日未使用残高計算行為」といいます。）未使用残高を「当該基準日における基準日未使用残高」として法第 17 条 1 項及び施行規則第 24 条 1 項による報告書を提出（以下、「本件報告書提出」といいます。）する。

2 ステップその 1 着手にあたって、利用者の保護の観点から、照会者が平成 19 年 7 月 17 日付けで行った法令解釈にかかる照会に対する貴庁の回答（以下「回答」といいます）において示唆された利用者の通常知りうる方法により前払式証票発行者の交換停止（及び無償交換）の意思を外部に明らかにする方法として、照会者は次の方法を採用いたします。

すなわち、

①新聞全国紙朝刊（朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞）

平成 20 年 6 月 30 日掲載

②前払式証票発行者のインターネット・ホームページ

平成 20 年 7 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで掲載予定

③加盟店店頭掲示のポスター

平成 20 年 7 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで掲示予定

④新規発行に係る前払式証票の発行時に交付する「ご利用の案内」

平成 20 年 7 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで交付予定

に、それぞれ別紙広告案記載の内容（但し、①については広告案その 1、②については広告案その 2、③については広告案その 3、④については広告案その 4）を掲載する予定です。

広告案その1

お詫びとお知らせ

弊社は、昭和〇〇年から発行してまいりました有効期限が付されていない額面〇〇円、〇〇円の「A商品券」の加盟店店頭でのお取扱を、平成20年12月31日をもって終了させていただくことといたしました。

これらの「A商品券」をお持ちのお客様は、平成20年12月31日までに加盟店にてご使用いただくか、平成25年12月31日までに直接弊社までご郵送いただき、現在発行中の有効期限付「B商品券」等と交換させていただきます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。なお、平成25年12月31日を過ぎますと、お客様これらの商品券に対する交換請求権は、商法第522条による時効により消滅いたしますのでご了承ください。お客様には、大変ご迷惑をお掛けいたします事を深くお詫び申し上げます、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ・交換請求先

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

会社名 〇〇〇〇株式会社

電話フリーダイヤル 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

弊社ホームページ <http://www.〇〇〇〇〇〇.〇〇.jp>

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

広告案その2

ホームページによる「お客様へのお知らせ」(案)

平素より弊社の発行する「商品券」をご愛顧いただき誠に有難うございます。

さて、当社が発行いたしました有効期限の記載のない下記の「A商品券」は、平成20年12月31日をもって、加盟店でのお取扱を終了させていただくことになりましたのでお知らせいたします。

お手許に下記の「A商品券」をお持ちの方は、平成20年12月31日までに加盟店でご使用いただくか、下記の要領により現在発行している期限付「B商品券」と交換いたしますので、平成25年12月31日までに、直接当社へお送りいただきますようお願いいたします。

お客様には、大変ご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる商品券：「A商品券」〇〇円・〇〇円
2. 「A商品券」のお取扱期限：平成20年12月31日まで
3. 「B商品券」との交換期限：平成25年12月31日まで（当日消印有効）
尚、上記期限後の交換はお断り申し上げます。また、換金についてもお受けできませんのでご了承下さい。
4. 「A商品券」の交換について：お送りいただいた「A商品券」の合計金額に応じ、同額の「B商品券」と交換いたします。
5. 「A商品券」のご送付について：送付用封筒をご利用頂くか、或いは私製封筒にて、①ご氏名、②ご住所、③お電話番号を明記の上、「A商品券」を下記までご郵送下さい。
6. ご使用・交換ができない「A商品券」：以下の場合は、加盟店でのご使用・当社での交換はできかねますのでご了承下さい。
 - ①偽造又は変造された券
 - ②3分の1以上滅失している券
 - ③破損汚損等で、当社管理番号が確認・識別ができず、真正が判断できない券
 - ④盗難等不正な入手により届出のあった当社管理番号に該当する券
 - ⑤使用済マーク等明らかに使用済みであると判断出来る券

お問合せ・交換請求先：住所
会社名
電話フリーダイヤル

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

この商品券をお持ちのお客様へ

<対象となる旧商品券>



〇〇〇券500円券



〇〇〇券1000円券



法人用オリジナル〇〇〇券



50サンプル



100サンプル



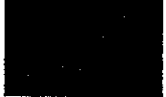
旧〇〇〇券500円券



旧〇〇〇券1000円券



旧法人用オリジナル〇〇〇券



500サンプル

※〇〇カード500・100・50の総額は多数あります。
※発行元が(株)〇〇〇〇と記載されている〇〇カード100・500も対象となります。

平成20年12月31日をもって、有効期限のない「〇〇〇〇券」・「〇〇カード」・旧「〇〇〇〇〇〇券」の店頭でのお取扱を終了いたします。

これらの商品券をお持ちの方は、1.取扱期限内にご使用いただくか、2.下記の要領により現在発行している期限付き新「〇〇〇商品券」等と交換いたしますので、直接当社へお送りいただきますようお願いいたします。

1 対象となる商品券

記の写真の「〇〇〇券」500円券・1000円券、「〇〇カード」50円・100円・70円、旧「〇〇〇商品券」500円券・1000円券。

※発行元が株式会社 〇〇〇〇と記載されている〇〇カード100円・500円も対象となります。(以下、「旧商品券」といいます。詳しくは上記をご参照下さい)

2 旧商品券の店頭でのお取扱期間

平成20年12月31日まで

3 期限付き新「〇〇〇商品券」との交換期間

平成25年12月31日まで(当日消印有効)

※上記期間後の交換はお断り申し上げます。

また、換金についてもお受けできませんのでご了承下さい。

4 旧商品券の交換について

お送りいただいた旧商品券の合計金額に応じ、同額の期限付き新「〇〇〇〇券」と交換いたします。但し、「〇〇カード」50円券・100円券により生じた500円未満の金額については、その金額分のみ郵便切手に換えさせていただきますのでご了承下さい。

(詳しくは、下記の当社ホームページ・店頭チラシをご覧ください)

5 旧商品券のご送付について

加盟店店頭にご設置してあります旧商品券送付用封筒が私製封筒にて、以下を明記の上、旧商品券をご送付下さい。

1. ご氏名
 2. ご住所
 3. お電話番号(日中ご連絡可能なお電話番号)
 4. お送りいただく旧商品券の交換請求明細
- ※郵便事故等による不運につきましては、当社では責任を負いかねます。不運が心配な方は、配達記録郵便等でご郵送下さい。
※郵送以外は受け付けておりませんのでご了承下さい。
(旧商品券送付用封筒・交換請求明細表は下記の当社ホームページからダウンロードできます。)

6 ご使用・交換ができない旧商品券

以下の場合は、加盟店でのお使用・当社での交換はできませんのでご了承下さい。

1. 偽造又は変造された券
2. 3分の1以上滅失している券
3. 破損汚損等で、当社管理番号が確認・識別できません。真正が判断できない券
4. 盗難等不正な入手により届出のあった当社管理番号に該当する券
5. 使用済マーク等明らかに使用済みであると判断出来る券



〇〇〇株式会社
〒〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

*** お客様への重要なお知らせ ***

「A商品券」の加盟店における取扱は

平成20年12月31日をもって終了させていただきます。

A商品券」〇〇円券・〇〇円券をお持ちの方は、上記期限内にご使用頂くか、平成25年12月31日迄に弊社にお送り頂ければ、現在発行している期限付「B商品券」と交換させていただきます。
(但し500円未満の金額については、その金額分のみ郵便切手に換えさせていただきます。)

「A商品券」〇〇円券



「A商品券」〇〇円券



お問合せ先

株式会社〇〇〇〇 フリーダイヤル〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇

当社ホームページ:<http://www.〇〇〇〇.〇〇.co.jp>

詳しくは、当社のホームページ・店頭ポスター・チラシをご覧ください。

別紙 2

当該事実が照会法令の適用対象となる(ならない)ことに関する照会者の見解及び根拠

1 照会者は、法第 6 条により登録を受けて、第三者発行型前払式証票の発行を行う事業者であり、法第 13 条 2 項および 3 項に基づき、対象券を含む照会者の発行する前払式証票について、基準日ごとに保全契約を締結し、施行規則第 18 条 1 項の定める様式に基づき財務局長に届出を行ってまいりました。

2 今般対象者が、本件基準日未使用残高計算行為に基づき本件報告書提出を正当に行うためには、利用者保護の手続きを実施し、民法、商法の消滅時効制度の活用することが不可欠と考えられます。

3 対象券について、時効制度の活用が可能であるとの照会者の見解は、照会者が貴庁に対して平成 19 年 7 月 17 日付けで行った法令解釈にかかる照会に添付した「照会に関する照会者の見解及び根拠」を援用させていただきます。

4 また、利用者保護の手続きに関して、照会者は回答に示された方法を実施することとし、具体的には「利用者の通常知りうる方法」により前払式証票発行者の交換停止（及び無償交換）の意思を外部に明らかにする方法について、別紙 1 の 2 記載の方法（広告案その 1、その 2、その 3、その 4 の内容による）を行うこととしております。

これらの告知手段は、事業者がその商品又は役務に関してその利用者に何らかの告知をする方法として、国内において通常採用されている手段であり、回答の示唆するところを十分に満たすものと考えます。

5 本件基準日未使用残高計算行為は、利用者保護の観点から十分に利用者に事前の告知を行い、照会者の発行した対象券を照会者が発行する他券への無償交換を 5 年の期間において実施するものでありますが、利用者保護の観点に立脚して利用者への最大の配慮を行い、他方民商法の法理から許容される時効制度の正当な援用に基づくものです。そして、照会者は、かかる認識に基づき法 17 条 1 項により本件報告書提出をおこなうものであります。

6 法第 34 条 5 項(法 36 条 1 項)は、「届出自家型発行者等」が法第 17 条の報告書を提出するに際して、虚偽の記載をした報告書若しくは書類を提出したときは(以下、「虚偽記載等」といいます)、30 万円以下の罰金に処するとしております。しかしながら、照会者の本件基準日未使用残高計算行為及び本件報告書提出は、前記の理由により、報告書の虚偽記載等に該当するものではないと考えます。